

学校感染症による欠席について

下記の学校伝染病に罹患した場合、学校保健法に基づき出席停止の扱いです。（欠席にはなりません）

主治医の指示に従って、治療・療養に専念してください。

まずは罹患後すぐに電話で学校にご連絡いただき、治療後（登校時）には「学校感染症による欠席届」をご提出ください。

「学校感染症による欠席届」は、HP からダウンロードして印刷するか、担任教諭までご連絡ください。

感染症の予防と出席停止について

1 法的根拠 学校保健安全法第 19 条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、

又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、

政令の定めるところにより、出席を停止させることができる。

2 学校において予防すべき感染症とその期間について

施行規則第 18 条伝染病の種類、第 19 条出席停止の期間

	病名	出席停止の期間	
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、及び鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発祥した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認められた場合はこの限りでない
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで	
	結核	感染のおそれなくなるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで	

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患である。

以下、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

- 溶連菌感染症 ●ウイルス性肝炎 ●手足口病 ●伝染性紅斑 ●ヘルパンギーナ
- マイコプラズマ感染症 ●感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）